

土地整理期の沖繩農村構造

——羽地間切稲嶺村を中心にして——

春日文雄

今回の報告内容は、明治三十二年から三十六年にかけて実施された沖繩の土地整理事業を通して明治寺末期の沖繩の農村構造の分析に焦点をあてようとするものである。

いうまでもなく「土地整理」は、本土での明治初年にすでに実施された地租改正に相当し、土地所有の確定、地価、地租の決定に至る一連の過程をさすが、ここでは沖繩北部、当時羽地間切の一村稲嶺（現在名護市稲嶺地区）の土地整理前とその後の土地配分の記録（土地整理ニ関スル書類綴・琉大図書館所蔵）を利用し、整理前後の階層関係を可能なかぎり分析してみる。この資料は、昭和五十年「沖繩—自然・文化・社会」（九学会連合沖繩調査委員会）のなかで、浮田典良教授がすでに利用されていることをあらかじめお断りしておく。

稲嶺は現在名護市一地区であるが、明治期は羽地間切の一村であり、さらに明治四十一年には羽地間切中の十七村が合併し羽地村の

一つの字となった。稲嶺は、その地形からいえば後方が山、全面が日本海に面しており、山と海岸との間の平坦部が古くからの耕地であった。

明治三十六年の県統計書によれば、

戸数 九十九戸 人口 五百八十八人

田 二十五町七反

耕地計 九十七町二反

畑 七十一町五反

とされているが、この年の耕地面積は整理によって確定される前のもので、なお九十九戸の世帯の職業は定かではない。しかし、次のべるように整理によって土地配分にあずかる戸数は八十五戸であり、その他十四戸の職業は明らかではないが、漁家の世帯であったと考えられる。また人口についてもさらに検討されなければならぬ。

さらに、県統書の数字が間切単位で出される時期、町村単位の時期とがあり、その連続性が問題となる。

農業が産業の中心であった稲嶺において、最後の耕地の割替配分がどのように行われたのであろうか。

前記「土地整理ニ関スル書類綴」(以下綴と略す)のなかに、新配分についての原則が村人の決議としてかかげられている。その決議の項目は十四項にのぼるが、そのうちの主要項目のみを次にかかげておく。

- 一 総地数ハ一定セリ、即チ二百地ナリ
- 二 持地人各自ノ地割率ハ変更セズ男女共、同一ニ配当スル事
- 三 雇人ノ配当地ハ其雇主ニ配当シ来リシモ、今回ハ公平ナラシ

メル為本人ニ配当スル事

四

……拾名ノ調査員ヲ選定シ、実地ノ丈量及び地味ノ等級ヲ註定セシメ、然ル後地人一同現地ニ臨ミ其ノ等級ニ応ジ、左記

ノ叶米ヲ乗シ総地数ヲ以テ之ヲ除シ、而シテ一地ノ配当叶米高ヲ定メ地人望ニ依リ叶米高ニ相当スル土地ヲ配当スル……

注(表は田一ノ十級・畑一ノ十三等級に分け、叶米を水田一等級坪当ニ合五勺・畑十三等級五才と細分している。)

中略

八 地割地ハ左ノ時期ニ於テ受渡ヲナス事

田ハ明治三十三年旧六月限り

畑ハ同年八月限り

以下略

以上が新配分に先立って村人によって協議決定された主要な事項である。

第二項から当時の家族人員が推定される。三項からは、雇人が新たに配分の対象者となり左表のように従来所持戸数七十一戸から八十五戸となる。ただし、十四戸の増加戸数のうちの三戸は分家による増である。 旧新配分地地数別戸数

配分地数 (地)	計	総地数
旧(戸)	七十一	七戸
新	十四	三〇地
	八十五	二〇〇地

(綴より作成)

右の表により配分前後の変化をみると、整理前三、〇地以下が四十九戸(六九%)であったものが、新配分後は七十三戸(八六%)と、

戸数、構成比とも大幅に増加している。三、〇地以上は逆に減少している。

以上の変化のなかで、第一に住込み雇人であったと考えられる六戸にそれぞれ配分地〇、五地づつ分与されたが、土地は配分されたものの、その土地での独立性が問題となる。また、雇人中に旧配分地もちながらも、さらに新たに配分地が加えられ、増加している例もみられ、しかも、この農家は家族をもっていたと考えられ、戸として孤立していたと推定される。このような旧雇人層の性格がどのよなものであったかがあらためて検討されなければならない。なおこの層の新配分地は二、五地以下である。

第二に旧配地二、一、三、〇地の農家数十二戸のうち、九戸までが三、〇地の農家であったが、その九戸の配分が他の層に比べ極めて僅かな変動しか示さないという点に注意しておく必要がある。また、この層は「雇人なし」、・「雇われなし」の層であった。いわば雇用関係のない中間の層でなかったかということである。

第三に六、〇地以上の五戸はすべて雇人をもっていた農家層であり、富裕層であったとみられるが、そのうちの最高の旧所持地は十二地五分であった。この農家は新配分地六地六分と半減するが、その家族は十三人を下らないと推定される。この層のその他の各戸も一戸をのぞき八人以上の家族員をもっている。

ここであらためて、当時の沖縄生産力水準（水稲を例にとれば一〇a当一石以下の収量、投下労働五十人程度）を考慮に入れると上層の自家労働の保有量と、その補足する下層の労働力との結びつき方がどのようなものであったかが検討されなければならないであろう。

だが、土地整理によって配分の対象となったのは、いわゆる百姓地のみであり、すでに占有権が成立していた仕明地のような土地があるが、その土地は配分から除外される。羽地間切の田畑の所属をかげておく。

羽地間切土地種別（明治二十七年）

計	田	畑	計
三三四	三三四町	九〇	三三四
三	三町	七	三
三	三町	五	三
一七	一七町	〇	一七
二五三	二五三町	三	二五三
九三	九三町	〇	九三

（名護市史資料編一より）

右表からは百姓地は総面積九二二町の三分の一の面積としてしかあらわれていないし、稲嶺が隣村真喜屋と模合仕明した土地十三町四反二十歩を村所有から個人に譲り渡したという記述が「綴」中にもみられるように、仕明地がどのような層に占有されていたかが問題となり、地で表現された土地と仕明地持地の合計を面積で確定することはむずかしいが、上層に集中していたであろうとはいえる。なお、開墾地にも問題が残されている。羽地間切の土地整理後の明治三十七年・四十三年の農家数、田畑別面積は次の通りである。

羽地間切農家数及び耕地面積

明治三十七年		明治四十三年	
農家数一、九四三戸		二、一一五戸	
(内小作地)		(内小作地)	
地	田	田	田
畑	五八五町	一四三町	五七六町
計	一、一八五	二四〇	一、二二六
	三三三	一、七〇二	三九二
			五四〇

(県統計書より)

右の三十七年の田畑面積中の小作地三八二町は、土地整理直後の数字であり、大土地所有者の所有地の一部が貸出されたものであろうし、四十三年の畑の小作地の増加についてはとくに注意しておく必要がある。大所有者の土地の一部分がこのように貸出され小作地化したものの、一方では手作地は大正期まで続いたと思われる。

大正四年

羽地村経営規模別農家数

五反未満	一、四八八戸	(七一%)
五反〜一町	二八四戸	(二三%)
一町〜二町	二二七戸	(二一%)
二町〜五町	七六戸	(四%)
五町以上	二九戸	(一%)
計	二、一〇四戸	(一〇〇%)

大正九年以降は五町以上の経営層は消滅してしまいが、それまでの間の労働力給源は土地整理当時の零細な下層農に依存していたであらう、と推定される。

だが雇用の関係がどのような社会関係で取り結ばれていたかが、ここでの問題の中心になるし、またその性格の変化がどのように展開したかが今後の問題となるが、今回は最初にのべたように土地配分がどのように行われ、いかなる階層を産み出し、その階層がどのようにかわり合いながら、当時の沖繩の社会を形成していたかに力点を置く。